

社会福祉法人帝塚山福社会評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人帝塚山福社会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関して必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事で職員を兼任する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間25,000,000円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間300,000円以内とする。
- 3 法人の常勤理事の報酬月額は、別表第1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事報酬表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の常勤監事の報酬月額は、「常勤理事俸給表」を勘案して、評議員会において決めるものとする。
- 7 非常勤監事に対する報酬は、別記2「非常勤監事の報酬」に定める額とする。
- 8 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「通勤手当支給規程」に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、「旅費規程」に準じて支給することができる。

（俸給等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は当月分を毎月月末に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。但し、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。

ただし、当面の間役員及び評議員の報酬は不支給とする。

2 この規程は、第2条第1項(2)における常勤理事に関しては別表1に基づく報酬を支給する。

平成30年4月1日より施行する。

令和3年12月1日より別表1を改定し施行する。

3 この規程は、第2条第1項(3)(4)における非常勤役員及び評議員に関しては別記1・2・3に基づく報酬を支給する。

令和3年10月1日から施行する。

別表1 常勤理事俸給表

等級	月額（円）
1	1,000,000円
2	2,000,000円

別記1 非常勤理事の報酬

理事会出席の都度、一人一律、源泉徴収後金額で10,000円を支払う。

別記2 非常勤監事の報酬

理事会及び監事監査出席の都度、一人一律、源泉徴収後金額で10,000円を支払う。

別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、一人一律、源泉徴収後金額で10,000円を支払う。

上記報酬については、給与所得の源泉徴収税額表月額乙欄若しくは日額乙欄を適用して源泉徴収をするものとする。